

八幡平市立病院給食調理業務

【技術提案書作成要領】

令和 8 年 9 月

八幡平市立病院

技術提案書作成要領

1 技術提案書の作成に当たって

技術提案書の作成に当たっては、別紙1「八幡平市立病院給食調理業務仕様書」及び別紙2「八幡平市立病院給食調理業務特記仕様書」の内容を踏まえ、八幡平市立病院（以下「本院」という。）の入院患者への給食をさらに向上させるため、貴社が有する各種の技術・ノウハウについて記述すること。

なお、技術提案書に記述された内容は、総合評価方式における技術点の評価対象となるため、貴社のノウハウを活かし、どのように実施するかについて具体的に記述すること。

また、技術提案内容は、必ず実行可能なものとする。

技術点の評価に当たっては、患者満足度、治療への効果、社会的評価、病院業務運営、特色、特殊基準の観点から、提案内容の優位性、効果及び実現性等を評価する。さらに、見積額及び常食献立の試食結果も加味し、本院関係者により審議するものとする。

2 技術提案書の記載事項

(1) 総括的事項

貴社が提案する総括事項について、記述すること。

- ① 運営方針
- ② 組織体制
- ③ 準備期間の内容

(2) 給食業務運用

貴社が提案する食材調達、地産地消、食材の質及び食事の質の確保について記述すること。

- ① 食材調達について
- ② 地産地消の取り組み
- ③ 給食運営の方法

調理方法（クックサーブ、クックチル、ニュークックチル、完全調理済食品等）

④ 食事の質

食味及び喫食率の向上に向けた工夫

⑤ 食事内容

- ・ 一般食及び治療食における栄養の質の確保
- ・ 高齢者や咀嚼・嚥下が困難な患者への食事提供の工夫
- ・ 個別対応（緩和、食欲不振、禁忌等）への取り組み
- ・ 行事食等

⑥ クレーム対応

食品の異物混入、その他患者からのクレーム等への対応

(3) 危機管理

① 不測の事態（災害、食中毒等を含む。）発生時の対応

不測の事態（災害、食中毒等を含む。）が発生した場合の対応方法や代行保証等について記述すること。

対応実績がある場合には、対応実績を添付すること。

なお、予定している代行保証人の名称を記述すること。また、代行保証人が「公益社団法人日本メディカル給食協会」以外の場合は、貴社と同等の力量を持つ者であることが分かる内容を記述すること。

② 損害賠償保険

(4) 衛生管理

貴社が提案する衛生管理について、記述すること。

(5) 人員配置等

① 従事者の人員配置等

従事者の人員配置（全体人員及び勤務体制表）並びに指揮命令系統図等を示すこと。

また、各従事者の勤務時間を明記するとともに、従事者（受託業務責任者等）の資格、経験年数、雇用形態、社会保険の加入状況等について併せて記述すること。

(6) 安定した運営に対する考え方

食材費の高騰や人員不足などの課題にどう取り組み、安定的な運営を行うかについて記述すること。

(7) 教育研修

貴社が提案する教育・研修について記述すること。

(8) 総合受託技術

貴社が給食調理業務を受託するに当たり、特にアピールしたい点、新規提案項目、既存受託施設における実績等、総合的な受託技術について記述すること。

① 会社概要

② 病院等の受託実績

3 技術提案書の作成上の留意事項

技術提案書の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 用紙はA4判とすること。

(2) 文字は横書きとし、文字の大きさは原則として10ポイント以上とすること。

(3) 図表、写真等を使用する場合においても、内容が判読できる大きさとし、こと。